



ドーハ会議に向けた交渉の課題と 京都議定書第二約束期間に目標を掲げないこ との含意

WWFスクールドーハ
(2012年3月30日)

高村 ゆかり(名古屋大学)

E-mail: takamura.yukari@g.mbox.nagoya-u.ac.jp

- ダーバンでの合意の概要と含意
- ダーバンでの合意の評価
- ドーハ会議に向けた交渉上の課題
- 日本が第二約束期間に参加しないことの含意

これまでの温暖化交渉の進展

- 1988年 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)設置
- **1992年 国連気候変動枠組条約採択(1994年発効)**
- 1995年 第1回締約国会議(COP1):ベルリンマンデート
- **1997年 COP3(京都会議):京都議定書採択**
- 2000年 COP6:京都議定書実施規則案に合意できず
- 2001年3月 米国の離脱表明
- **2001年10-11月 COP7:マラケシュ合意採択**
- 2005年2月 京都議定書発効
- 2005年11-12月COP11・COP/MOP1(モントリオール会議)
- **2007年12月 COP13・COP/MOP3(バリ会議)**
- **2009年12月 COP15・COP/MOP5(コペンハーゲン会議)**
- **2010年11-12月 COP16・COP/MOP6(カンクン会議)**
- **2011年11-12月 COP17・COP/MOP7(ダーバン会議)**
- **2012年11-12月 COP18・COP/MOP8(ドーハ会議)**

モンテリオール会議以降の温暖化交渉

2005

2006

2007

2009

2010

議定書3条9
項トラック (先
進国の約束)

交渉開
始

AWG-KP (京都議定書作業部会)

枠組条約長期
的協同行動ト
ラック

「対話」
開始

バリ行
動計画

AWG-LCA
(枠組条約作業
部会)

コペンハーゲン
合意

カンクン合意

AWG-KPとAWG-LCA

- **議定書の下での先進国の2013年以降の削減目標に関する作業部会(AWG-KP)**
 - ー 京都メカニズムや森林など吸収源など、議定書の制度の包括的見直し
- **枠組条約の下での作業部会(AWG-LCA)**
 - ー 米国が参加した交渉の場。米国と途上国の排出削減・抑制努力についても検討

カンクン合意の概要

- 見えてきた？ 次期国際枠組み

- 低炭素型社会・経済への明確な長期目標。温暖化抑制の「2度未満」目標
- 先進国だけではなく途上国も削減行動をとる国際枠組みに。先進国は国別排出上限目標、途上国は排出削減策を実施。途上国全体の2020年目標の記載も。
- いずれも目標、削減策の進捗を国際的に報告し、評価を受ける。2年ごとの進捗報告書、国際的な分析、協議などかなり詳細な途上国のMRVの枠組みの合意
- 取り組み促進のための制度設置を決定
- 合意できなかったことは、COP17に向け作業。

ダーバン(COP17)の結果

気候変動枠組条約

カンクン合意の
実施

↓
報告・評価・検証
の指針の採択、
緑の気候基金
(GCF)、技術執
行委員会などの
運用開始。未決
定の事項残る。
COP18(2012年)
に決定

新たな一つの
法的枠組み交
渉開始

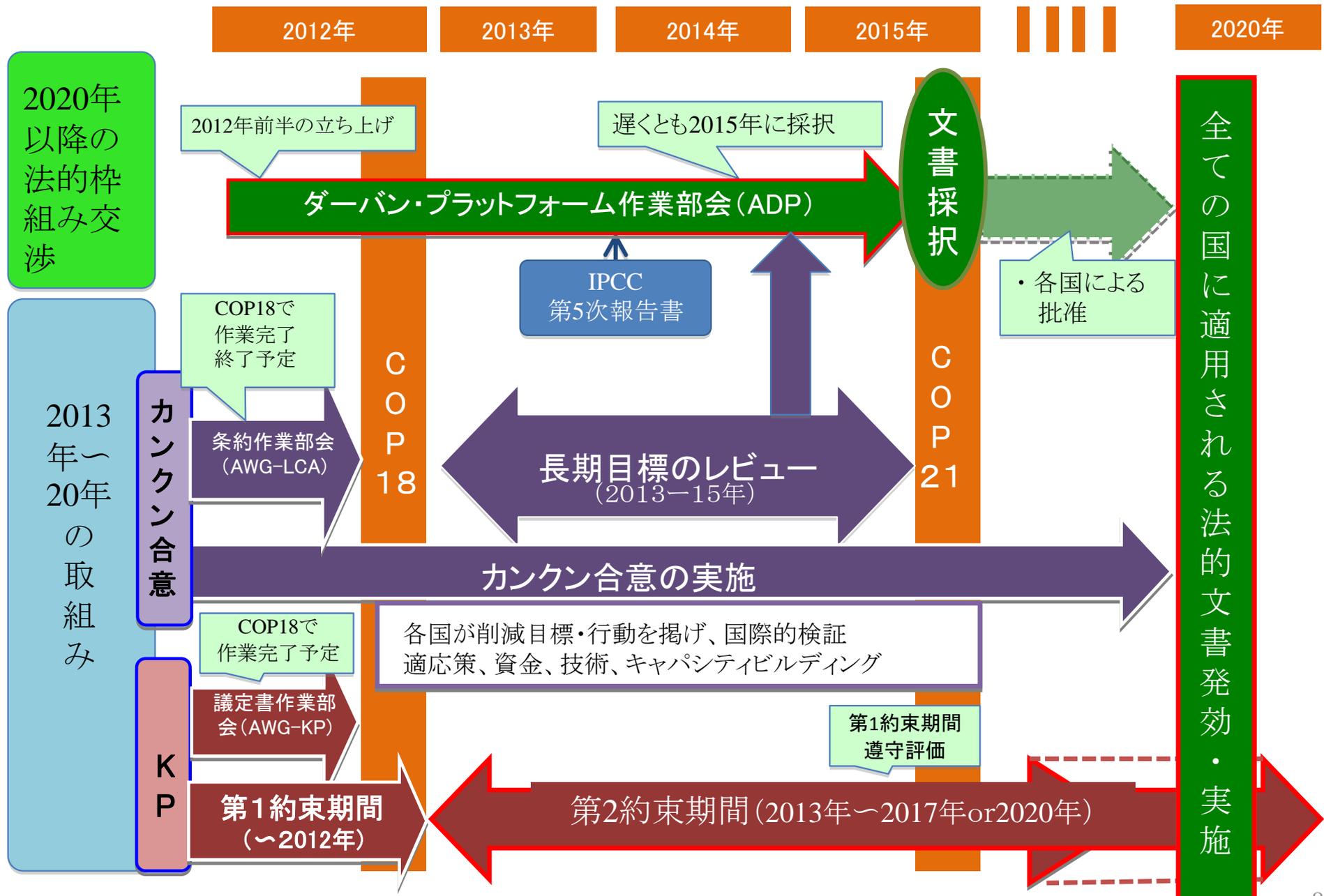
↓
新たな法的文
書交渉開始決
定。新たな作業
部会の設置

京都議定書

京都議定書第
二約束期間の
約束を定める
改正案の採択

↓
第二約束期間
設定の決定。
正式の改正案
採択は
COP/MOP8
(2012年)

COP17の合意：2020年新たな法的文書実施までの道のり



新たな法的枠組み交渉(1)

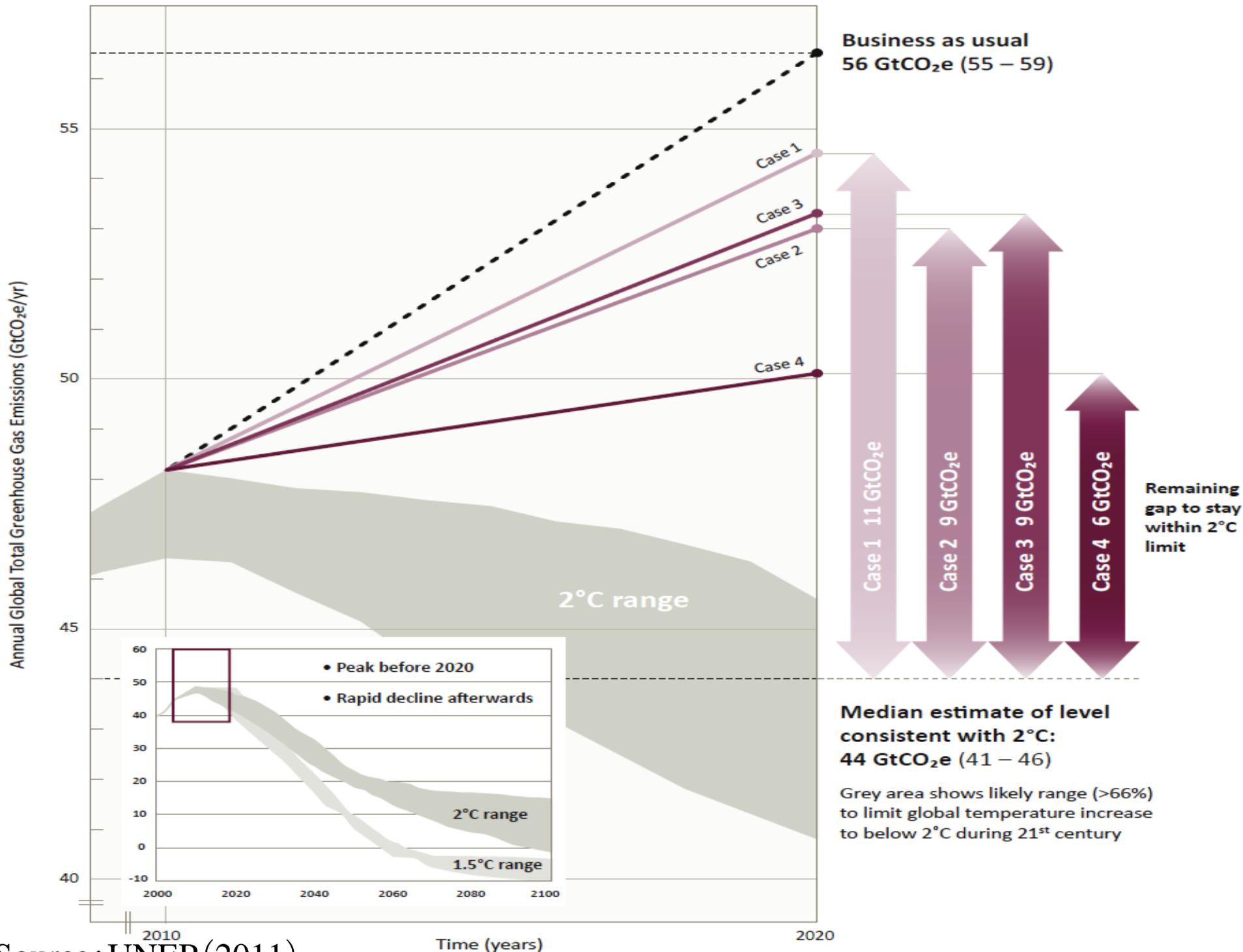
- 「すべての締約国に適用される、条約の下での議定書、別の法的文書又は法的効力を有する合意された成果を作成するプロセスを開始 (launch a process to develop a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force under the Convention applicable to all Parties)」
 - “a protocol”
 - “another legal instrument”
 - “an agreed outcome with legal force”

新たな法的枠組み交渉(2)

- 「対策の促進のためのダーバン・プラットフォーム作業部会 (Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action; ADP)」の設置
 - 2012年前半に作業開始。2012年前半に作業計画
 - できるだけ早く、遅くとも2015年までに作業完了。COP21(2015年)に採択
 - 2020年から (from 2020) 効力発生、実施

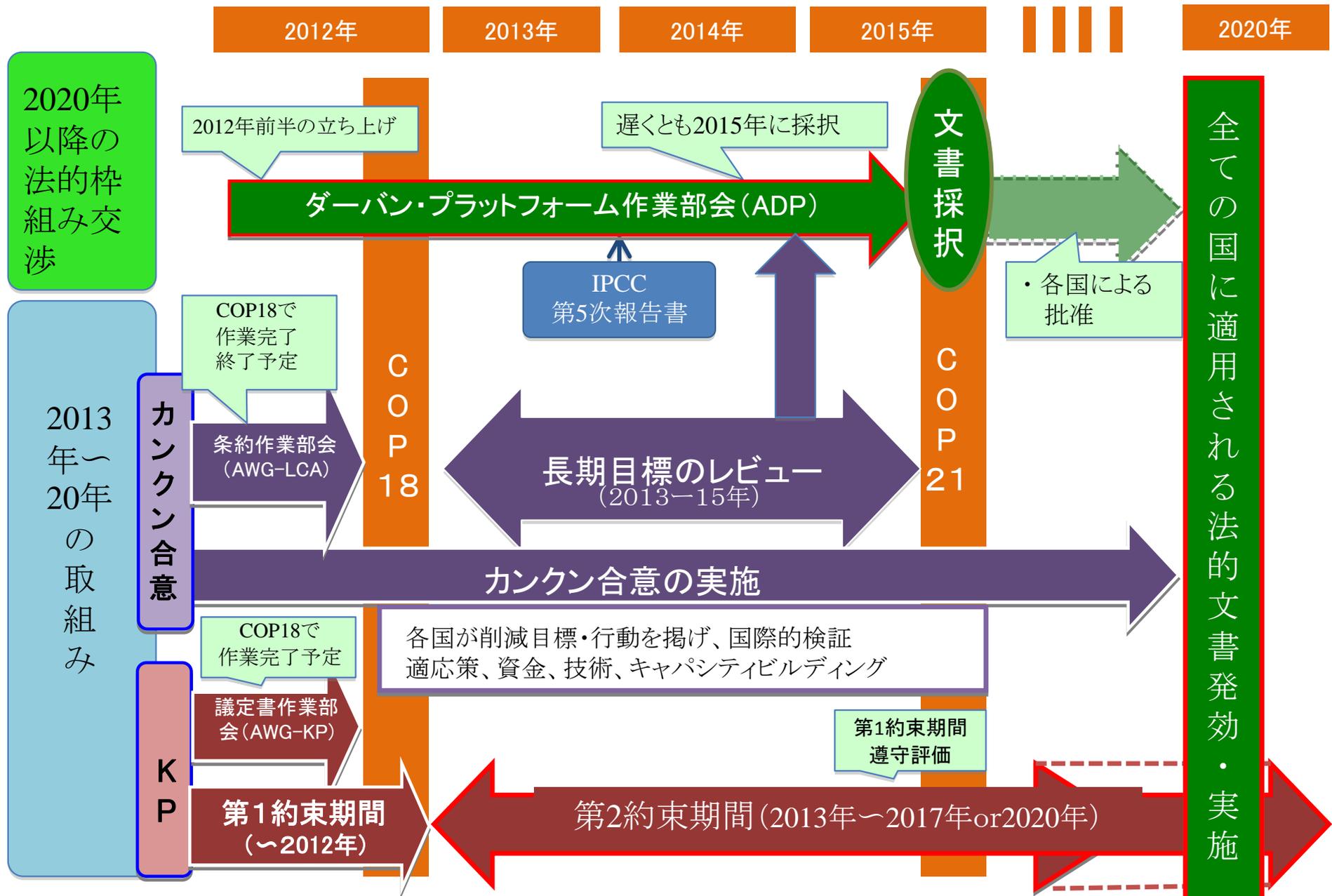
新たな法的枠組み交渉(3)

- 新たな法的文書策定プロセス(2012-15年)では削減水準の引き上げを行うことを決定
 - 削減水準を高める作業計画開始
 - すべての締約国による可能な限り高い削減水準を確保するために全体の削減水準と長期目標との間の「乖離(gap)」を解消することができる選択肢の確認・検討を行う



Source: UNEP (2011)

COP17の合意：2020年新たな法的文書実施までの道のり



京都議定書第二約束期間(1)

- 第二約束期間は2013年1月1日から開始することを決定
- 第二約束期間は2017年末か2020年末までと決定。いずれかは、2012年のAWG-KPで決定
- 京都議定書の第二約束期間のルール(森林等吸収源、京都メカニズム、対象ガス等)を決定

京都議定書第二約束期間(2)

- COP/MOP決定の附属書1に記載されている附属書1国が提出した削減目標を京都議定書の下での数値目標(QELROs)に転換する意志に留意
- 2012年5月1日までにQELROsに関する情報を提出、AWG-KPで検討。COP/MOP18で改正案採択
- AAUの第二約束期間への繰り越しが数値目標に与える影響の評価、それへの対処方法については、2012年のAWG-KPで検討。COP/MOP18で決定
- 今回の決定によるこれまでの方法論に関する決定実施への影響をSBSTAが評価し、対処。COP/MOP18で決定

京都議定書附属書B改正案

Annex 1

Proposed amendments to Annex B to the Kyoto Protocol

The following table shall replace the table in Annex B to the Protocol:

Annex B					
1	2	3	4	5	6
Party	Quantified emission limitation or reduction commitment (2008–2012) (percentage of base year or period)	Quantified emission limitation or reduction commitment (2013–[2017] [2020]) (percentage of base year or period)	reference year ⁸	Quantified emission limitation or reduction commitment (2013–[2017] [2020]) (expressed as percentage of reference year ⁸)	Pledges for the reduction of greenhouse gas emissions by the year 2020 (percentage of reference year) ⁹
Australia ^a	108				
Austria	92	^b		n/a	
Belarus ^{c*}			1990		-5% to -10%
Belgium	92	^b		n/a	
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	92	^b		n/a	
United States of America ^o					

Party	Quantified emission limitation or reduction commitment (2008–2012) (percentage of base year or period)
Canada ^p	94
Japan ^q	94
Russian Federation ^{r*}	100

● 現在交渉中の附属書B改正案

- 基準年は1990年。各国が定める参照年に基づく目標記載も可能
- カナダ、日本、ロシアは第二約束期間に目標を設定する意思がないと示したとして別欄に

京都議定書第二約束期間(3)

- 森林等吸収源のルール
 - 森林管理の勘定の義務化。参照水準 (reference level) から吸収量を勘定。JIの森林管理を含め、基準年排出量(吸収量は含まない)の3.5%/yearを上限
 - 湿地に関する活動も3条4項の対象
 - Harvested Wood Product
 - 自然の攪乱の取り扱い
 - 植林・再植林CDMのルールは変更なし
- 対象ガス
 - NF3(三フッ化窒素)を追加
 - HFC245fa、HFC365mfcなど、HFCs、PFCsについてはIPCC第4次報告書に記載されているガスも追加(ただし条件つき)

京都議定書第二約束期間(4)

- 京都メカニズムのルール
 - 国内削減に対する補足性の原則再確認
 - 約束期間リザーブの制度の再検討、適当な場合改正。SBIで検討し、COP/MOP8で決定
 - 原子力事業をCDM事業としないというルールを含め、基本的に第一約束期間のルールから大きな変更はなし
- * 京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない京都議定書の締約国は京都メカニズムを利用し続けることができるか
 - 今回は決定なし
 - 今回決定された第二約束期間のルールをふまえて、これまでの決定(ルール)の見なおしの作業が2012年にSBSTAで行われる。その中で議論となろう
- * なお、条約の下で市場メカニズムが設置された場合、京都議定書の目標達成にも利用できる可能性

カンクン合意の実施

- AWG-LCAの成果
 - 決まったことはCOP決定で採択
 - 決まらなかったことはCOP18に先送り。**AWG-LCAは1年延長。COP18で作業完了予定**
 - **ダーバン・プラットフォーム決定によって、AWG-LCAの下での合意は、NAMAやMRVに関するものも含め、2020年から新たな法的文書が実施されるまでの気候変動対策の国際的ルールとなる**

2020年までの国際ルール(1)

長期目標

● 共有のビジョン

- 工業化以前からの**全球平均気温上昇を2度未満に抑える**という**締約国がめざす長期目標**を確認 (カンクン合意 (CA)、para. 4)
- 2050年の排出削減目標、排出量ピークアウトのタイミングについてはCOP18に向けて交渉継続
- 「**持続可能な発展への衡平なアクセス**」について AWG-LCAが検討。COPへ報告
- 究極的な目的に照らして、**長期目標の適切さと全体の進捗を定期的に再検討** (CA、para. 138)
- **第1回再検討 (2013年に開始、2015年に完了) で、1.5度目標を含め長期目標の強化を検討** (CA、para. 4 and para. 139)

2020年までの国際ルール(2)

先進国の削減目標

- 附属書I国は2020年の数値目標を実施することを約束（コペンハーゲン合意、para. 4）
 - Annex I Parties **commit to implement** individually or jointly the **quantified economy-wide emissions targets for 2020....**
 - 日本：“a target of a 25 per cent emission reduction by 2020 compared with 1990 levels, which is premised on the establishment of a fair and effective international framework in which all major economies participate and on agreement by those economies on ambitious targets.”
- 附属書I国が実施するものとして通報する削減目標に留意（カンクン合意、para. 36）
- 提出した削減目標を明確にするプロセスを2012年に継続
 - 2012年3月5日までに、先進国は、共通のテンプレートを使用して、関連する情報を提出

2020年までの国際ルール(3) 先進国の低排出開発戦略

- 先進国は**低炭素開発戦略・計画を策定**すべきことを決定(カンクン合意、para. 45)
- 低排出開発戦略**策定の進捗状況について先進国が情報を提出**するよう要請(COP17決定)

2020年までの国際ルール(4)

先進国のMRV

- 削減目標と支援の提供に関する国別報告書の報告促進(カンクン合意、para. 40)
 - 排出目録(インヴェントリー)を毎年提出
 - 年次排出目録報告指針の改定(COP17決定)
 - 排出削減目標の進捗、途上国への支援に関する報告書を2年に一度提出
 - 隔年報告書に関する指針採択(COP17決定)

2020年までのルール(5)

隔年報告書

- 隔年報告書 (Biennial Report; BR)に関する指針
 - 第一回隔年報告書を2014年1月1日までに提出
 - 4年ごとに国別報告書 (NC)を提出
 - 2014年:NC(+BR)、2016年:BR、2018年:NC(+BR)、2020年:BR
 - 隔年報告書で提出する情報
 - インヴェントリーの概要
 - その条件や想定を含む削減目標に関する情報 (基準年、対象ガス、対象セクター、LULUCFからの排出量、吸収量の取り扱い、国際市場メカニズムの利用など目標達成手段など)
 - とられる対策、国内制度の変更
 - 削減目標達成に向けた進捗に関する情報
 - 2020年、2030年の排出予測 (の変化)
 - 途上国への支援
 - 削減目標の遵守の自己評価の制度、国内の目標不遵守に対する国内措置のルール (報告は奨励)

2020年までのルール(6)

国際的な評価と審査

- 国際的な評価と審査 (International Assessment and Review; IAR) の方法と手続を採択
 - 専門家の審査と削減目標の実施に関する多国間評価からなる
 - 報告書提出の2ヶ月後(遅くとも2014年3月1日)から開始。隔年報告書に合わせて2年ごと(インヴェントリーは従来どおり毎年審査)
 - 専門家の審査は専門家審査チームによる。その結果は審査報告書にまとめる
 - 多国間評価はSBIの会期中に行う
 - 将来遵守制度に関する合意ができればそれを反映

図 先進国の削減行動の検証のしくみ

隔年報告書(2年に一度)

*4年に一度は国別報告書も

BR指針採択
(COP17)

削減目標に関する情報(条件、想定、基準年、目標達成手段など)

削減目標達成に向けた進捗に関する情報

2020年、2030年の排出予測(の変化)

途上国への支援

削減目標の遵守の自己評価の制度、国内の目標不遵守に対する国内措置のルール(報告は奨励)

など



IAR
(COP17
採択)

専門家の審査→審査報告書



SBIにおける多国間評価

2020年までのルール(7)

多国間評価

- 国際的な評価と審査(IAR)の多国間評価
 - 国別数値目標達成に向けた進捗実施評価という位置づけ
 - 各国の(i)排出量・吸収量データ、(ii)目標達成の想定、条件、方法、(iii)目標達成に向けた進捗を評価
 - 評価の前にどの締約国も書面で質問を出せる。評価を受ける国は、2ヶ月以内に回答。質問、回答ともにwebsiteで公開
 - SBI＝公開の場合(webcastでも配信)で他国の質問に審査を受ける国が応答。その結果は、事務局が議事録にまとめる
 - 適当な場合、SBIが意見を関連する条約機関に送付

途上国による排出削減策(1)

- 途上国が、2020年の「成り行き排出量」と比して排出を抑制することをめざして、その国に適切な排出削減策 (Nationally Appropriate Mitigation Actions; NAMA) をとる (will) ことを合意 (カンクン合意、para. 48)
- NAMAを実施する意図をCOPに自発的に通報したい途上国に、事務局にNAMAに関する情報を提出するよう要請 (カンクン合意、para. 50)
 - 2012年には提出されたNAMAをさらに理解するためのワークショップを継続
- 低排出発展戦略を作成するよう奨励 (COP17)

途上国による排出削減策(2)

● 登録簿

- 国際的支援を求めるNAMAを記録し、**支援策とのマッチング**を促進(カンクン合意、para. 53)
 - 途上国からの支援を求めるNAMAに関する情報、先進国からのNAMA支援に関する情報を登録簿に記録し、定期的に更新(para. 56)
- 登録簿の別のセクションで**途上国のNAMAを承認**(カンクン合意、para. 58)
- 事務局が管理するweb上の登録簿
- 2012年中に作成。COP18で完成

途上国による排出削減策(3)

- 排出目録を含む国別報告書の報告を促進することを決定 (para. 60)
 - 原則として、4年に一度国別報告書、排出目録の更新を含む2年に一度の更新報告書を提出すべき
- 隔年更新報告書 (Biennial Update Report; BUR) の指針を採択
 - 2014年12月までに第一回のBURを提出。その後2年ごとに提出。LDCとSIDsは提出は裁量
 - BURには、提出日より4年以内のインヴェントリーを最低限記載
 - その他に、対策とその効果に関する情報、必要な支援、受け取った支援、国内MRVに関する情報など

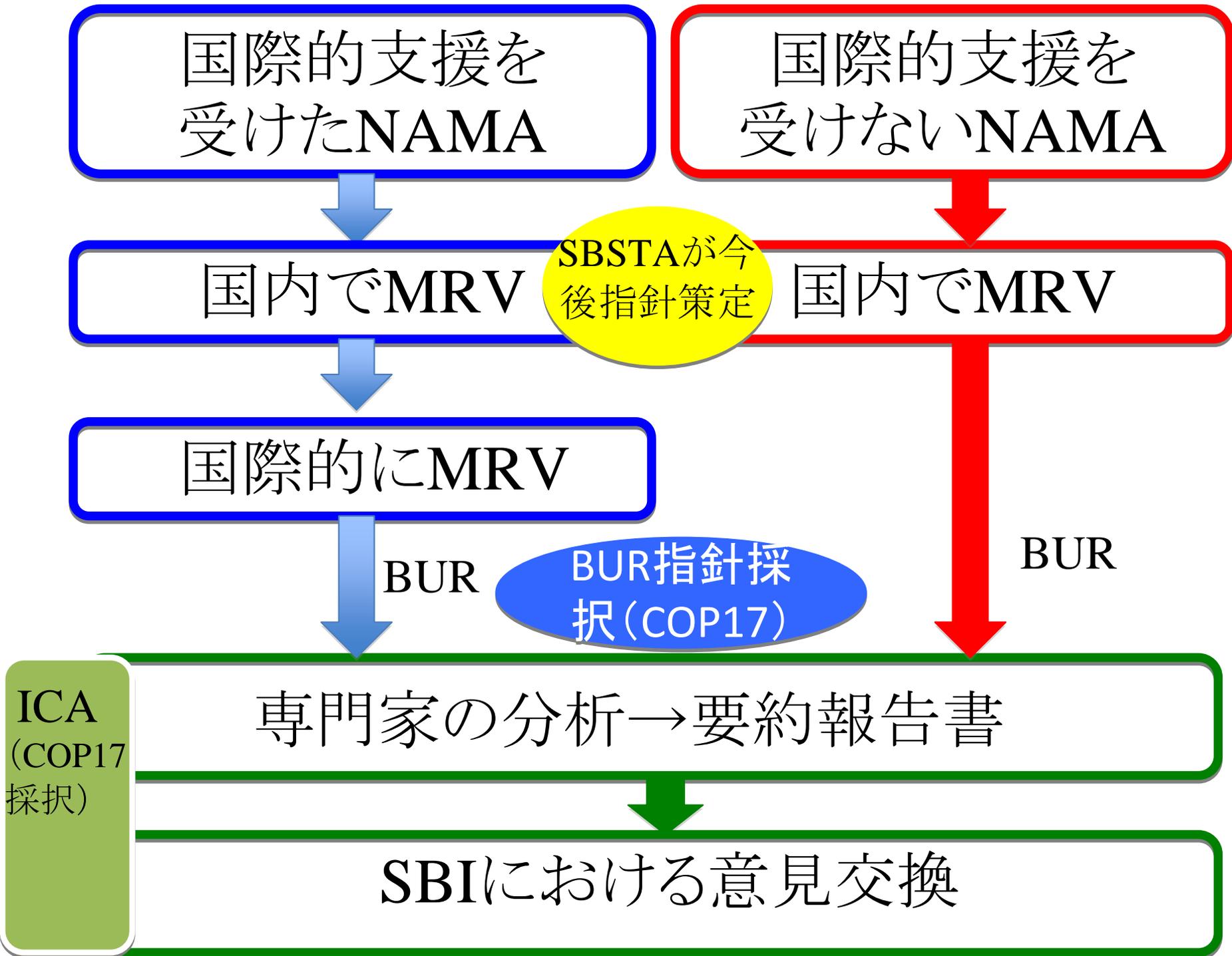
途上国による排出削減策(4)

- 途上国の排出削減策のMRV
 - 国際的に支援を受けた排出削減策は、国内でMRVされ、UNFCCCの下で策定される指針に従って国際的なMRVの対象となることを決定(カンクン合意、para. 61)
 - 国内的に支援を受けた排出削減策はUNFCCCの下で策定される一般指針に従って国内でMRVされることを決定(カンクン合意、para. 62)
 - 国内的に支援を受けたNAMAに関する国内MRVの指針を作成するようSBSTAに要請

途上国による排出削減策(5)

- 国際的な協議と分析 (International Consultation and Analysis; ICA)
 - 第一回のICAは、第一回のBUR提出後、6ヶ月以内に開始 (2015年前半頃)
 - LDCとSIDsは任意
 - 当該締約国と協議の上での**専門家による分析**とSBIが開催するワークショップでの**促進的な意見交換**による
 - 専門家による分析結果は要約報告書にまとめSBIに提出
 - それを基に意見交換(質疑応答)を行い議事録にまとめる
 - 国内措置の適切さについては議論の対象としない

図 途上国の削減行動の検証のしくみ



REDDプラス

- 途上国における森林減少等からの排出削減策 (REDDプラス)
 - 3つのフェーズ (カンクン合意、para. 73)
 - 第1フェーズ: 国家戦略または行動計画、政策と措置の策定と能力構築の段階
 - 第2フェーズ: その実施の段階
 - 第3フェーズ: 十分にMRVされた結果ベースの行動
 - 市場メカニズムの利用を認めるかをはじめ、資金支援のあり方について合意がまとまらず先送り



セクターアプローチ

- セクターアプローチ
 - セクターアプローチの全体的枠組み、農業、**国際航空・海運**とともに先送り
 - ただし、農業は、SBSTAでの検討に



市場メカニズム

- 市場の利用を含む多様なアプローチ
 - 市場メカニズムを含む多様なアプローチの枠組みを検討する作業計画を実施
 - 新しい市場メカニズムがCOPのガイダンスと監督の下で機能することなど、新しい市場メカニズムの条件を定める。こうしたメカニズムの方法と手続を作成する作業計画を実施

市場メカニズムに関する合意

気候変動枠組条約

- ・多様なアプローチの枠組みを検討する作業計画とCOPの指導と監督の下で機能する新たな市場メカニズムの手續と方法を作成する作業計画をAWG-LCAが実施

京都議定書

第一約束期間のルール改善

- ・炭素回収・貯留(CCS)のCDM事業の方法・手續に関する合意
- ・J1の基本的ルールの見直し開始など

第二約束期間のルール

- ・基本的に第一約束期間のルールを踏襲
- ・枠組条約の下で市場メカニズムが設置された場合、その排出枠も利用可能となる可能性

適応策、資金、技術の支援(1)

- 適応策

- **カンクン適応フレームワーク**の設置
- 適応委員会の設置。その機能、権限、構成などをCOP17で決定
- **適応策を実施するための資金、技術、能力構築を途上国に提供することを先進国に要請** (カンクン合意、para. 18)

- 能力構築

- **能力構築支援が促進されるべきことを決定**
- **そのための先進国による資金供与がなされるべきことを決定**

適応策、資金、技術の支援(2)

- 資金

- 緑の気候基金(GCF)の運用開始。規律文書採択
 - 途上国のNAMA支援が活動対象の一つ
- 常設委員会の機能、権限、構成などを決定
- 意味ある削減行動と実施の透明性を条件に、途上国のニーズに対処するために、2020年までに年1000億米ドルの動員目標を先進国が約束していることを承認(カンクン合意、para. 98)
- 長期資金に関する作業計画実施(COP17)

- 技術の開発・移転

- 技術メカニズム運用開始
- 技術執行委員会、気候技術センター・ネットワークの権限などを決定

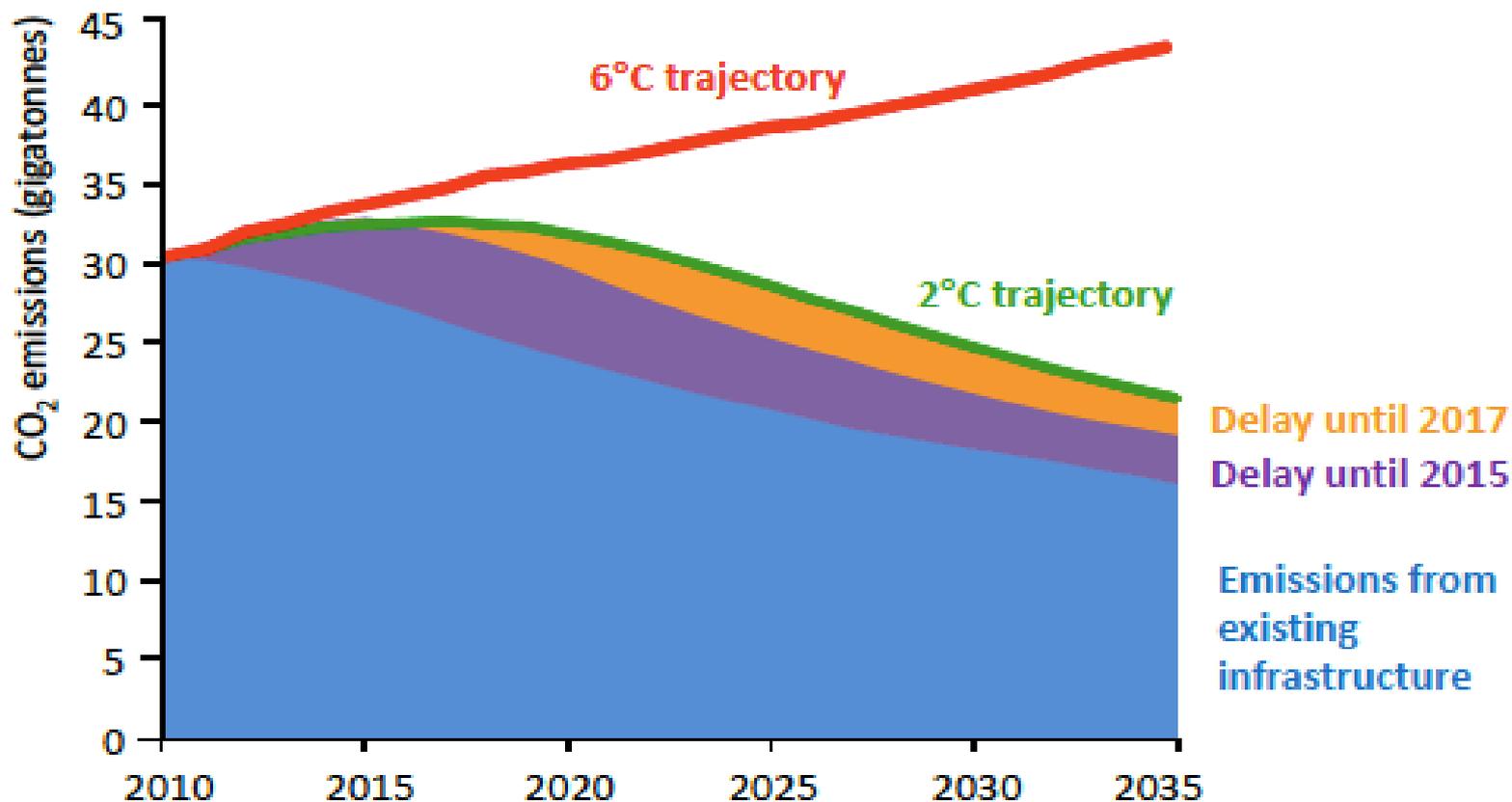
再検討

- 究極的な目的に照らして、**長期目標の適切さと全体の進捗を定期的に再検討**（カンクン合意、para. 138）
 - **第1回再検討は、2013年に開始、2015年に完了。第1回再検討において、1.5度目標を含め長期目標の強化を検討**（カンクン合意、para. 4 and para. 139）
 - IPCCが**評価報告書**を採択する度、または、**少なくとも7年ごとに再検討**を行う
- 第1回の再検討の範囲、方法の多くは未決定のまま先送り
 - 専門家による検討。専門家再検討グループを設置するかなど詳細はCOP18で明確化

合意の評価と含意(1)

- 米中印を含む**すべての国が「参加」する法的枠組みへの道筋**
 - 国際政治の現実からはおそらく想定しうる最大の合意
 - 京都議定書は第二約束期間の後、この新しい枠組みに統合するとの想定＝第二約束期間は新しい枠組みへの**「つなぎ」**の役割
 - AWG-LCAで策定するカンクン合意に基づくルールは、**2020年までの気候変動対策の国際的ルール**となる
- 新しい法的枠組みの始動が2020年からであることの問題
 - “ambition gap” (ダーバン・プラットフォーム決定)
 - Emission gap (UNEPほか)
 - **2017年までの対策の重要性**を強調 (IEA, World Energy Outlook 2011)

2017年までの対策が鍵



Without further action, by 2017 all CO₂ emissions permitted in the 450 Scenario will be “locked-in” by existing power plants, factories, buildings, etc

合意の評価と含意(2)

- 2020年までの気候変動レジーム
 - 国際的な削減の約束とその実施の態様・速度が国によって異なる。少なくとも4つに分かれる
 - 京都議定書の下で引き続き法的拘束力のある数値目標を持つEU+ α
 - 京都議定書締約国だが、拘束力のある目標を持たない途上国
 - 京都議定書締約国だが第二約束期間では数値目標を持たない先進国
 - 京都議定書に参加していない国(ex. 米国)
 - ただし、全ての国はカンクン合意に基づく一連のCOP決定を実施

2020年までの国際制度

気候変動枠組条約

京都議定書

京都議定書第二約 束期間

COP決定
カンクン合意に
基づく実施
=すべての国
(米を含む)

削減目
標を負
わない
先進国

日本、
露？

削減目
標を負
わない

途上国

削減目
標を負う
先進国

EU ほか

合意の評価と含意(3)

- 第二約束期間に京都議定書の下で削減目標を設定しない先進国も、**コペンハーゲン合意に基づいて2020年削減目標の履行を約束**。それを受けて、カンクン合意とそれに基づく一連の決定が実施の規則を定める
 - 日本も、削減目標を設定し、履行することはコペンハーゲン合意で約束。京都議定書のように法的拘束力ある目標ではないが、誠実に履行することが求められる

合意の評価と含意(4)

- カンクン合意に基づく一連の国際ルールで、設定した目標は**国際的な審査と評価**の対象となる
 - 京都議定書と異なり、**目標を達成するための施策、その効果、進捗状況などを2年に一度報告し、国際的な審査、評価を受ける**
- 目標の水準は自主的に設定するが、提出した**目標の履行が自主性に委ねられるのではない**
 - 京都議定書の下で目標を設定しない国に対しては、より厳格な審査、評価を受けることとなろう
 - 国内においても削減目標の進捗、効果を定期的に評価・検証し、必要な場合追加的な対策をとるしくみが必要

京都議定書第一約束期間との違い

	京都議定書第一約束期間(2008-12年)	カンクン合意に基づく国際枠組み(2020年まで)
削減目標の法的拘束性	・削減目標に法的拘束力あり	・削減目標の履行を政治的に約束
削減目標設定の方法	・各国の数値目標の水準は、 国家間の交渉で決定	・各国の数値目標の水準は 各国が自主的に設定 。削減目標の内容について国際的に説明
目標達成手段(アカウンティング)のルール	・京都メカニズム、森林等吸収源などのルールを国際的に明確に定める	・目標達成に、 市場メカニズムが(どれほど)利用できるかなどなお曖昧さ 。今後の交渉による
報告・審査、遵守評価のアプローチ	・毎年排出量を報告、審査を受ける。約束期間終了後、国が保有する排出枠の量と比べて目標の達成を評価する	・毎年排出量を報告、審査を受ける。加えて、2年に一度、 目標達成に向けた施策、その効果などを報告し、国際的審査を受ける
不遵守に対する措置	・遵守手続の下で定められた、次期約束期間での未達分の達成などの措置をかされる	・ 不遵守に対する措置は今の時点では予定されていない 。今後の交渉による

COP18に向けた課題(1)

- 2020年からの新しい法的文書策定交渉の課題
 - 世界全体の削減水準を引き上げ、気候変動抑制、長期目標の達成への道筋をつけるレジーム構築
 - ベルリンマンデートと違い、プロセスの指導原則や法的枠組みの中でどの国がどんな削減義務を負うかなどの骨格の規定なし。これからの交渉で決まる
 - 合意文書にCBDRの言及なし。Crumbling “firewall”?
 - 2012年5月から新たな作業部会（ADP）の作業開始。当面の課題は作業計画作成
 - 多くの制度要素はすでに交渉で合意
 - 排出削減努力の衡平な配分
 - 資金と投資のスケールアップ など

COP18に向けた課題(2)

- 新しい法的文書策定交渉の課題(2)
 - “ambition gap”を埋める選択肢を確認する作業計画
 - 2012年5月の作業部会(ADP)でworkshop開催
 - 想定されるオプション(WRI・UNEP, 2012)
 - 2020年までに各国の現在の目標を上方修正(約束を提出した国は86カ国。まだ約束を出していない国にも出してもらうことを含む)
 - 2020年以降の目標を科学の要請に添った水準になるよう交渉
 - 対象ガス、分野などの範囲の拡大(eg. 国際航空・海運)
 - 資金、技術、能力構築の促進
 - 実効的な実施の支援(MRV, IAR, ICA)
 - コベネフィットを考慮した削減対策(政策統合)
 - 衡平及び環境十全性の再考
 - 先進国について透明性が高く、比較可能で、正確な目標達成手段(アカウンティング)に関するルール
 - 目標の明確化
 - 効果的な定期的再検討

COP18に向けた課題(3)

- 2020年までの制度（カンクン合意の実施）の検討
において残された課題
 - 長期の排出量目標とピークアウトのタイミング
 - 「持続可能な発展への衡平なアクセス」
 - 長期目標の強化の検討を含む2013-15年の再検討
 - 先進国が提出した削減目標の明確化
 - 国際的な評価と審査のしくみ（IAR、ICA）を含む国際的な検証のしくみのより詳細なルール作り（？）
 - REDD+
 - 新たな市場メカニズム
 - 長期資金作業計画 など

COP18に向けた課題(4)

- 京都議定書第二約束期間に関して残された課題
 - 第二約束期間の目標を定める**附属書Bと関連する議定書改正の採択**
 - **採択されない場合または採択されても2013年1月1日までに発行しない場合の対応**
 - **第二約束期間に削減目標を設定しない京都議定書の締約国は京都メカニズムを利用し続けることができるか**
 - 今回決定された第二約束期間のルールをふまえて、これまでの決定(ルール)の見なおしの作業が2012年にSBSTAで行われる。その中で議論となろう

改正を批准しないことの意味

- 第二約束期間の削減目標を定める附属書Bの改正案が合意、採択されたが、改正を批准しない場合何がおこりうるか
 - 議定書改正の手続
 - コンセンサス方式で合意を目指すか、合意に達しない場合、改正案の採択が提案される「**会合に出席しかつ投票する締約国の4分の3以上の多数による議決で採択**」
 - **少なくとも4分の3の受諾書の受領した日の後90日目に改正を受諾した締約国に効力が生ずる**
 - 附属書Bの改正の手続もこれと同じ。ただし、採択時に「**関係締約国の書面による同意を得た場合にのみ採択される**」

日本が批准しない場合の改正の採択

- 日本の意思に反して京都議定書第二約束期間の削減目標を負うことはない
 - 二重のセーフガード
 - 採択時書面による同意を与えないことによって
 - 仮に同意を与えても、改正を批准しないことによって
- 日本が採択時に書面による同意を提出しないとならるか
 - 「4分の3以上の多数による議決で採択」と採択条件を定めていることから、改正が一切採択できないとするのは適切ではないだろう
 - 日本の削減目標を記載しない形での採択は可能と考えられる

批准しない場合に生じる問題

- 改正が採択できない、発効しない場合に生じる「空白」と類似の問題が、批准しない国に生じる
 - － 京都議定書の終了について締約国が合意しない限り、あるいは、京都議定書を脱退しない限り、2013年以降約束がないまま、一定の規定は継続する。自動的には終了しない

議定書の適用の範囲

- 京都議定書のすべての規定が運用を停止/終了するわけではない
 - Ex. 議定書2条2項(国際海運・航空)、10条、11条、5条
- しかし、「空白」により運用が停止する/制限される規定もある
 - Ex. 3条(2013年1月1日以降、国際的に法的拘束力のある先進国の数値目標がない)
 - 18条(遵守手続)、7条2項(京都メカニズムの利用の補足性に関する報告義務)の運用の制限が生じる

京都メカニズム利用への影響(1)

- 京都メカニズムを継続して利用できるかどうかは多方面の影響を引き起こしうる
 - － 2013年以降の目標達成に使えるか
 - － 国が利用できなくなると、認可した法主体も利用できなくなる
 - － 既に第一約束期間に開始された事業や発行された排出枠はどうなるか
 - － 炭素市場の発展の行方
 - － CDMの排出枠の一部を収入源とする適応基金の機能 など

京都メカニズム利用への影響(2)

- 共同実施(6条)、排出量取引(17条):
「第3条の規定に基づく約束を履行するため」
- CDM(12条):2つの目的
 - 「持続可能な開発を達成し及び条約の究極的な目的に貢献することを支援すること」
 - 「第3条の規定に基づく...約束の遵守を達成することを支援すること」
- **ありうる2つの解釈**
 - 3条の規定の運用ができなくなれば京都メカニズムも運用できない
 - 3条の規定の運用ができなくても運用できる

京都メカニズム利用への影響(3)

- 3条の下での目標がなくても以下の解釈の可能性残る
 - 共同実施(6条)、排出量取引(17条)
 - 排出枠の移転または取得はできなくなるが、それ以外(ex. 同じ登録簿内での移転または取得)は可能
 - CDM(12条)
 - 「持続可能な開発を達成し及び条約の究極的な目的に貢献することを支援すること」のために継続
 - 排出枠は目標達成に「使用」できなくなるが、それ以外(ex. CDM事業を行うこと)は可能

京都メカニズム利用への影響(4)

- 京都メカニズムの参加条件(eligibility)の規則(京都メカニズムの実施規則と7条4項の排出枠勘定方法)がどうなるかによる
 - － 現行の規則では、3条7項及び8項に基づいて割当量が計算され、記録されること、割当量に関する補足的情報の提出と排出枠の勘定は、数値目標なしでは満たすことができないそう
 - － 改正が批准しない国が京都メカニズムを利用し続けるためには、改正を批准しない国でも利用できるという合意に基づいて実施規則の合意が必要

京都メカニズム利用への影響(5)

- **現行のルールのままだとどうなるか(表)**
 - － できなくなるのは、
 - 共同実施、排出量取引については、国の登録簿を超える排出枠の移転
 - CDMについては、目標達成のための排出枠の利用
 - － 国が利用できなくなると、認可した法主体も利用できなくなる
 - － 既に第一約束期間に開始された事業や発行された排出枠についても同様

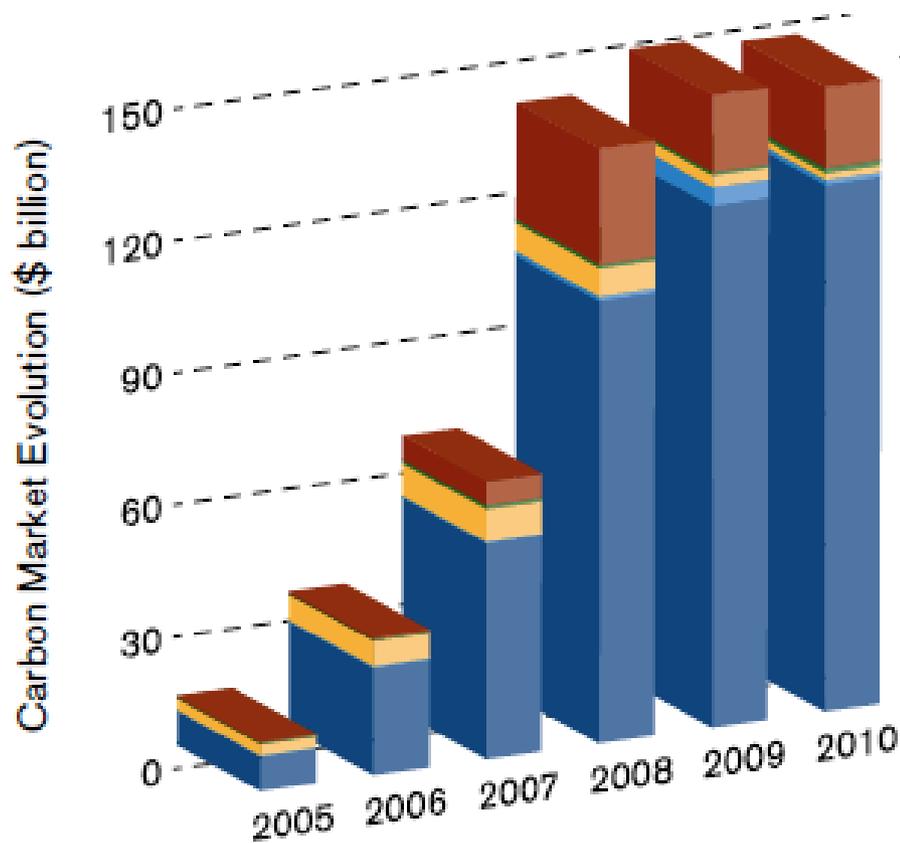


現行ルールの場合のCDMへの影響

CDM「参加」局面	可否
CDM事業の事業参加者となる	○
CDM理事会が発行した事業からの排出枠を受け取る(原初取得)	(○)
国内の主体からCDMの排出枠を獲得	○
国内の主体にCDMの排出枠を移転	○
海外の主体からCDMの排出枠を獲得	×
海外の主体にCDMの排出枠を移転	×
不遵守回避のために、CDMの排出枠を追加期間に獲得・移転	×
CDMの排出枠を目標達成に利用	国は×。事業者が国内目標達成に使えるかは国がどうするかによる
保有しているCDMの排出枠の持ち越し	○ 割当量の2.5%まで。このうち吸収源CERは基準年排出量の1%の5倍まで



炭素市場の展開(1)



- EU ETS Allowances
- Other Allowances
- Primary CDM
- Other Offsets
- Secondary CDM

Sources: World Bank, Thomson Reuters Point Carbon, Bloomberg
New Energy Finance, and Ecosystem Marketplace

Source: Carbon Finance at the World Bank, 2011

炭素市場の展開(2)

Carbon Market Evolution, values (\$ billion), 2004-10

	EU ETS Allowances	Other Allowances	Primary CDM	Secondary CDM	Other Offsets	Total
2005	7.9	0.1	2.6	0.2	0.3	11.0
2006	24.4	0.3	5.8	0.4	0.3	31.2
2007	49.1	0.3	7.4	5.5	0.8	63.0
2008	100.5	1.0	6.5	26.3	0.8	135.1
2009	118.5	4.3	2.7	17.5	0.7	143.7
2010	119.8	1.1	1.5	18.3	1.2	141.9

Sources: World Bank, Thomson Reuters Point Carbon, Bloomberg New Energy Finance and Ecosystem Marketplace

Note: Numbers may not add up due to rounding.

Source: Carbon Finance at the World Bank, 2011

炭素市場の行方 - 2008-12年の需給

Potential Demand from Industrialized Countries (MtCO ₂ e)		Potential Supplies (MtCO ₂ e)		
Country or entity	Kyoto assets demand	Official target*		
EU	1,065	Potential GIS	>1,500	
<i>Government (EU-15)</i>	315	Ukraine	500-700	
<i>Private sector (EU ETS)</i>	750	Russian Federation	200	
		Czech Republic	120	
		Other EU-10	600	
Japan	300			
<i>Government of Japan</i>	100			
<i>Japanese private sector</i>	200			
Rest of Annex B	27	CDM & JI	1,366	range: 1,238-1,487
<i>Government</i>	22	CDM	1,152	1,024-1,287
<i>Private sector</i>	5	JI	214	200-250
TOTAL	1,392			
<i>Government</i>	437			
<i>Private Sector</i>	955			

*: These numbers correspond to the amounts of AAUs governments intend to sell. They are much lower than the whole amount of excess AAUs, now estimated at more than 10 billion tCO₂e over the first commitment period, with Russia accounting for half, Ukraine one-quarter, and Poland one-fifth.

Source: Carbon Finance at the World Bank, 2011

炭素市場の行方 – 2013年以降の需要

Country (group of)	Scenario 1: Enacted and proposed Initiatives, unconditional pledges		Scenario 2: Enacted and proposed Initiatives, higher pledges		Scenario 3: ETS in major Annex I countries, higher end of Copenhagen Accord pledges*	
	Description	Potential demand (MtCO ₂ e)	Description	Potential demand (MtCO ₂ e)		
EU, as well as Iceland, Liechtenstein and Norway	20 percent below 1990, with differentiation EU ETS and effort sharing	1,750†	30 percent below 1990, with differentiation EU ETS and effort sharing	2,550†	All countries deliver on Copenhagen Pledges resulting in aggregate reductions in Annex I GHG emissions of 17 percent below 1990 levels)	
New Zealand	NZ ETS: 10 percent below 1990	77	NZ ETS: 20 percent below 1990	106		
Australia	CPRS (2015): 5 percent below 2000	516	CPRS (2015): 15 percent below 2000	637		
Japan	Between 25 and zero percent below 1990	≤539	25 percent below 1990	539		
Switzerland	20 percent below 1990, with ETS and other measures	28	30 percent below 1990, with ETS and other measures	55		
United States & Canada	No U.S. federal ETS, California and limited WCI, RGGI‡	12	No U.S. federal ETS, with full WCI (incl. California), RGGI‡	24		
TOTAL		2,922		3,911		1,500–2,000

*: Demand under Scenario 3 is only for year 2020, thus not comparable with the first two scenarios.

†: Already accounts for an inflow in the EU ETS of 750 million CERs and ERUs during Phase II.

‡: No significant demand is expected to come from RGGI.

Source: Carbon Finance at the World Bank, 2011 ⁶⁵

炭素市場の行方 – 2013年以降の供給

	pre-2013	post-2012	Cumulative (up to 2020)
<i>Point Carbon</i>			
CDM-EU ETS eligible	1,186	1,875	3,061
CDM-other	6	409	415
ERU	202		202
TOTAL	1,394	2,285	3,679
<i>Barclays</i>			
CDM-EU ETS eligible	1,140	1,741	2,881
CDM-other		1,043	1,043
ERU	250		250
TOTAL	1,390	2,784	4,174
<i>CDC Climat Research †</i>			
CDM-EU ETS eligible	1,115	2,534	3,649
CDM-other		373	373
ERU	205		205
TOTAL	1,320	2,907	4,227
<i>Deutsche Bank*</i>			
CDM-EU ETS eligible	1,287	939	2,226
CDM-other	2	437	439
ERU	200		200
TOTAL	1,489	1,376	2,865

† Conservative estimate that does not account for new projects possibly entering the CDM pipeline after March 2011, nor for possible renewal of crediting period for already registered projects.

*Secured supply from the first crediting period of projects registered as of January 2011.

Source: Carbon Finance at the World Bank, 2011

適応基金への影響

収入	254.90(百万米ドル)
CERの売却益	167.92
締約国などからの拠出	85.82
投資による収入	1.15
支出	25.61(百万米ドル)
適応事業への支出	12.40
運営費用	13.21

2011年9月30日現在

Source: Adaptation Fund, 2011 ⁶⁷



京都メカニズム利用への影響(6)

- 改正を批准しない国も京都メカニズムが利用し続けられるか、**最終的な(解釈の)決定権は締約国にある**
 - 改正が採択されないor発効しない場合に、京都メカニズムは継続をしないと主張する国は今のところない
 - 改正を批准しない国には京都メカニズムを利用させないという途上国の声は強い



日本の国内対策への影響

- 進行中の2013年以降の温暖化対策の検討
 - － 2020年目標達成に、どれだけ京都メカニズムの利用を見込めるのか
 - － 国際目標がない中での国内政策形成

COP18に向けた課題(5)

- 2トラックから新たな議定書交渉に順調に進めるか
 - AWG-LCA、AWG-KPともに残る検討課題。作業完了＝検討課題に関する何らかの合意が2つのAWG終了(＝2トラック解消)の条件
 - 第二約束期間の改正採択－ADPの進展(特に作業計画)(＋AWG-LCAのいくつかの合意)のバランス
 - 第二約束期間の改正案がうまく採択できないとADPの進展にも影響のおそれ。ADPの進展の遅れは、第二約束期間改正案採択に影響のおそれ
 - ADPとAWG-LCAの相互連関
- 交渉力を高めるために日本はいかに
 - 「信頼性の欠陥(credibility gap)」(Oberthur and Roche Kelly 2008)を回避する

ご静聴ありがとうございました。

高村ゆかり (Yukari TAKAMURA)

e-mail: takamura.yukari@g.mbox.nagoya-u.ac.jp